

# 国立大学法人東京外国語大学事務局 の部に置く次長に関する規程

〔平成29年 3月21日〕  
規 則 第 17 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学の事務局の部に置く次長に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学長は、必要と認めるときは、総務企画部及び学務部に次長を置くことができる。

(職務)

第3条 次長は、事務局長又は部長の命を受けて、部長を補佐し、特定の業務を行う。

(任命)

第4条 次長は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）別表第1に掲げる課長相当の事務職員のうちから学長が任命する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。